

個人番号(マイナンバー)ご提供のお願い

番号法(マイナンバー制度)の施行により、2016年1月からマイナンバーの利用が開始されます。それに伴い事業者等が税務当局に提出する支払調書には支払先個人のマイナンバーを記載することが義務付けられました。また、本人や代理人からマイナンバーの提供を受ける際には、必ず本人確認(番号確認・身元確認)を行うことが義務付けられています。

当社におきましても、毎年、所得税法に基づく不動産使用料等の支払調書を作成し、税務当局に提出する必要があります。その為、オーナー様からマイナンバーをご提供頂く必要がある旨、ご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

また、ご提供頂いたマイナンバーにつきましては、今期、当社で法令に従い制定した「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」に則り、取扱わせて頂くことも併せて申し添えさせていただきます。

「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」

<http://www.leopalace21.co.jp/mynumber.html>

なお、本件についてご不明な点等がございましたら、下記窓口までお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

〈オーナー様専用窓口〉

株式会社レオパレス21 オーナー様専用ホットライン TEL:0120-082-991
(受付時間:10:00~18:00)